

学校法人 大阪信愛女学院 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪信愛女学院の理事長・理事・監事並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は、俸給又は手当とする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、別途俸給とし、理事会の定める額とする。

(常勤役員の退職金)

第4条 常勤役員の退職金は支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員の報酬は、俸給又は手当とし、俸給額はその都度理事会が定める。交通費は実費を支給する。

(非常勤役員の退職金)

第6条 非常勤役員の退職金は支給しない。

(評議員の報酬)

第7条 評議員の報酬は手当とし、理事会の定める額とする。

(報酬の支給方法)

第8条 役員の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程を準用する。

(費用)

第9条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は給与規程を準用する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、1994 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、1999 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2002 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2009 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2025 年 6 月 1 日から施行する。